

まちの 保険屋さん



まちにゅーす

**万が一のための
お守りとして**



近年、若い世代で病気になる方が増えています。それも難病といわれる病気です。

生まれて間もないお子様や、社会人になっていない学生などです。

例えば、潰瘍性大腸炎、クローン病、白血病、ベーチェット病などです。医療技術の発達により多くの治療法や薬が出ており、昔は不治の病とされていた病気でも治る時代といわれるようになりましたが、病気によってはまだ治療法が見つかっていないケースが多いようです。一度診断されてしまうと、一生涯付き合っていかなければなりません。もし、難病になってしまった場合は、保険に入ることがとても難しくなります。本来ならば病気で苦しむ人のための保険なのだと思いますが。

健康で若いうちに、病気やケガに備えて「万が一のためのお守り」としてしっかりとした保険に入っておくことをお勧めします。

11月から自転車の ルールが変わりました



2024年11月1日から道路交通法が改正され、自転車に関する罰則強化または追加されました。今までも5万円以下の罰金などの罰則がありましたが、この度の改正でさらに厳しい罰則となりました。

①運転中のながらスマホ（イヤホン装着、自転車に取付けたスマホの操作、注視も対象）

違反した場合：6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金

事故を起こした場合：1年以下の懲役または30万円以下の罰金

②酒気帯び運転およびほう助

違反者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車の提供者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者：2年以下の懲役または30万円以下の罰金

若者向け マネー講座



毎月第3土曜日 どんがホールにて開催！若者向けの マネー講座（3回シリーズ）

資産形成と聞くと、「興味はあるけれど、教えてくれる人がいない」「手続きがめんどくさそう」「運用で損しないか不安」などのイメージが強いかもしれません。そんなお悩みを持った方のためのマネー講座です。株式投資歴30年のお金のプロがわかりやすくお教えいたします！

1/18（土） 15：30～17：00

2/15（土） 15：30～17：00

3/15（土） 15：30～17：00

税金の負担が軽くなる 生命保険料控除



年末調整や確定申告に必要な証明書が届く時期となりました。
「毎年やっているけれど、なんだかよくわからない」という方のために、「生命保険料控除」について簡単に説明いたします！
「生命保険料控除」とは、1年間に払った保険料の金額に応じて所得税・住民税の控除を受けることができます。

【控除の対象となるもの】

- ①一般保険料
- ②介護保険料
- ③個人年金保険料

保険料を負担している家族の分も控除の対象となりますので、提出、申告漏れがないかご確認ください。

①～③に偏りがある場合は「控除」も「保障」も加入している保険のバランスを見直すチャンスかもしれません。

【新生命保険料控除】平成24年1月1日以降に締結した契約

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円～40,000円	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円～80,000円	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円以上	一律 40,000円

【旧生命保険料控除】平成23年12月31日までに締結した契約

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円～50,000円	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,000円～100,000円	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,000円以上	一律 50,000円